

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和七年四月一日から六月三十日までとする。

令和七年八月十五日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 九件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
一億一千六百二十九万六千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 宮城県沿岸部の印刷業者（震災により本社兼工場・機械設備が損壊）
- 二 宮城県沿岸部の理容業者（震災によりシャンプー台等の店舗内設備が損壊）
- 三 千葉県の卸売業者（震災による取引先の廃業により売上が減少）
- 四 茨城県の食品製造業者（震災により工場・設備が損壊、休業による機会損失の発生）
- 五 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（津波により事務所兼貸店舗が損壊）
- 六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により養殖施設が全壊）
- 七 岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が流出）
- 八 茨城県の飲食業者（津波により店舗が浸水、設備が損壊）
- 九 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により工場、機械設備が損壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一億一千五百七万二千円